

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	山岳高原観光課	整理番号	2-2
処分の種類	旅行者、旅行者代理業者、又は旅行サービス手配業者への業務改善命令			
根拠法令条例等・条項	旅行業法第18条の3、第36条			
処分の概要	○旅行者、旅行者代理業者、又は旅行サービス手配業者の業務の運営に関し、取引の公正、旅行の安全又は旅行者の利便を害する事実があるときの業務改善命令			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定（法令の規定において言い尽くされているため）</p> <p>【参考】</p> <p>○旅行者及び旅行者代理業者への業務改善命令 ・旅行業法第18条の3</p> <p>○旅行サービス手配業者への業務改善命令 ・旅行業法第36条</p>			
基準の制定根拠	—			